

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：新永吉の棚田振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

新永吉の棚田

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

-新永吉の棚田における畦畔・法面の維持管理を適切に行う。

-新永吉の棚田における農道・水路の維持管理を適切に行う。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・良好な景観の形成

-新永吉の棚田において、令和6年度までに景観作物(コスモス等)を10a植栽する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

・都市部との交流による関係人口の創出

-農村交流体験(自然体験・農作業体験等)の取り組みを年1回実施し、関係人口の創出を図る。

3 計画期間

認定の月～令和6年6月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

-新永吉の棚田における畦畔・法面の草刈りや維持管理作業を適切に行う。

-新永吉の棚田における農道や水路周辺の草刈りや泥上げを定期的に行い、保全管理を徹底する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・良好な景観の形成

-新永吉の棚田において、彼岸花等の景観作物を棚田または畦畔に植栽することにより、良好な景観形成に取り組む。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・都市部との交流による関係人口の創出

-農作業体験又は自然体験等のイベントを通じて、地域外住民等の関係人口の創出を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

新永吉の棚田振興協議会は指宿市、生産者、地域住民、NPO法人等で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項